**休憩の一斉付与の適用除外に関する労使協定書**

1　次の業務に従事する従業員については、班別交替で休憩時間を付与するものとする。

　　1．営業の業務

　　2．総務の業務

2　各班の休憩時間は、次のとおりとする。

　　第１班　午前11時30分～午後12時30分

　　第２班　午後12時30分～午後13時30分

3　出張、外回りなどによる外勤のため、本人の班の時間帯に休憩時間を取得できない場合は、所属長が事前に指定して他の班の休憩時間の時間帯を適用する。

4　本協定は、平成○年○月○日から効力を発する。

令和○年○月○日

株式会社●●製作所

代表取締役社長　●●　●●　　　印

株式会社XX製作所

従業員代表　　　●●　●●　　　印